

兵庫県公報

平成20年1月18日 金曜日 第1945号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

ページ

- 換地処分に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）……………1
- 災害対策本部の廃止（災害対策課）……………3
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）……………3
- 同 上（同）……………7
- 同 上（同）……………9
- 特定計量器定期検査の実施（商業振興課）……………10
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）……………10
- 土地改良区清算人の退任の届出（同）……………11
- 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）……………12
- 町営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）……………12
- 国土調査の成果の認証（同）……………12
- 臨時種畜検査の実施（畜産課）……………13
- 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）……………13
- 保安林の指定の予定通知（同）……………13
- 同 上（同）……………14
- 同 上（同）……………14
- 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）……………15
- 道路の区域の変更、供用開始等（同）……………15
- 土地区画整理事業の終了の認可（市街地整備課）……………15

公 告

- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）……………17
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）……………22
- 学校法人に対する解散命令（教育課）……………23
- 環境影響評価に関する公聴会の開催等（環境影響評価課）……………23
- 大規模小売店舗の新設に関する届出（東播磨県民局）……………23
- 同 上（中播磨県民局）……………24
- 大規模小売店舗の変更に関する届出（まちづくり課）……………26
- 同 上（同）……………27

教育委員会公告

- 入札公告（県立神戸商業高等学校）……………28

警察本部公告

- 入札公告……………30
- 同 上……………33

告 示

兵庫県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、神戸市の区域内

において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
八多町屏風	一田原	288の1の一部 288の2の一部 289の一部 294の1の一部 295 296の一部 297 298の一部 299の1から299の3までの各一部 300 302から306までの各一部	八多町西畑	市太郎畑
淡河町野瀬	東芦原	1473の一部 1474の1の一部 1475の1の一部	八多町西畑	溝東畑
八多町西畑	道北	747の一部 748の一部 748の1 749の一部 749の1の一部		
	溝東	712の一部		
八多町西畑	宮ノ前	772から775まで 776の1 776の2 777の一部 781の1の一部 781の2の一部 782 783の一部 784の一部 785 786の一部 787の一部	八多町西畑	道北畑
	畑ケ市	1558 1559		
八多町屏風	一田原	288の1の一部 288の2の一部 289の一部 290 291 292の1 292の2 293 294 294の1の一部 294の2 296の一部 298の一部 298の1 299の1から299の3までの各一部 302から306までの各一部	八多町西畑	宮ノ前畑
八多町西畑	前杉尾	275の2		
	道北	765の一部 767の一部		
八多町西畑	溝東	742の2 742の3 746	淡河町野瀬	東芦原
		706の一部 709から711までの各一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、八多町屏風字一田原294の1、295、298、八多町西畑字市太郎畑808に隣接する八多町屏風字一田原の道路である国有地の一部、八多町屏風字一田原294の1に隣接する水路である国有地の一部は、八多町西畑字市太郎畑に編入する。

また、淡河町野瀬字東芦原1473、1475の1に隣接する水路である国有地の一部、淡河町野瀬字東芦原1476の4、1502の2の地先の水路である国有地の一部、八多町西畑字道北748、748の1に隣接する道路である国有地の一部、八多町西畑字道北747、748の1に隣接する水路である国有地の全部は、八多町西畑字溝東に編入する。

また、八多町西畑字溝東712に隣接する道路である国有地の一部、八多町西畑字道北765の地先の八多町西畑字溝

東の道路である国有地の一部、八多町西畑字宮ノ前772から774まで、781の1、782、784から787までに隣接する道路、水路である国有地の一部、八多町西畑字道北765の地先の八多町西畑字宮ノ前の道路、水路である国有地の一部は、八多町西畑字道北に編入する。

また、淡河町野瀬字畑ヶ市1558、1559に隣接する水路である国有地の全部、八多町屏風字一田原292の1、294、294の1、294の2、296に隣接する道路である国有地の一部、八多町屏風字一田原289、293、298の1、306に隣接する水路である国有地の一部、八多町屏風字前杉尾275の2に隣接する道路である国有地の一部、八多町西畑字道北765、767に隣接する道路、水路である国有地の一部、八多町西畑字溝東742の2、742の3、746に隣接する道路、水路である国有地の一部は、八多町西畑字宮ノ前に編入する。

また、八多町西畑字溝東706、706の4、709、710に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町野瀬字東芦原に編入する。

備考 地番は、平成19年7月2日現在の地番である。

兵庫県告示第30号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により設置した災害対策本部を廃止した。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称 平成16年台風第23号兵庫県災害対策本部
- 2 廃止日 平成19年11月30日

兵庫県告示第31号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
明石事務所長 橋本芳純
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号

63号イ 焼入れ施設 (No.4)		63号イ 焼入れ施設 (No.5)		63号イ 焼入れ施設 (No.6)		63号イ 焼入れ施設 (No.7)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
クラックシャフト 1,636本/日	9.7	クラックシャフト 1,107本/日	9.7	クラックシャフト 1,000本/日	9.7	クラックシャフト 3,600本/日	9.7
同左		同左		同左		同左	
同左		同左		同左		同左	
同左		同左		同左		同左	
同左		同左		同左		同左	
同左		同左		同左		同左	
通常		通常		通常		通常	
-		-	9.7	-	9.7	-	9.7
-		-		-		-	
-		-		-		-	
-		-		-		-	
-		-		-		-	
0	4.5	0	4.8	0	1	0	3.6

63号イ 焼入れ施設 (No.8)		63号イ 焼入れ施設 (No.9)	
通常	最大	通常	最大
クラックシャフト 1,411本/日	9.7	クラックシャフト 300本/日	9.7
同左	-	許可後	-
同左	-	着手後7日	-
同左	-	完成後	-
同左	-	同左	-
同左	-	同左	-
0	8	0	0.5

備考 汚水等の処理は、外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年1月18日から同年2月8日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第32号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 柴田敏夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種別	類別	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.1、2)			71の2号イ 洗浄施設 (No.1)			71の2号イ 洗浄施設 (No.2)		
		通常	最大	最大	通常	最大	最大	通常	最大	最大
能力		50m ³ /分			20m ³ /分			同左		
工事着手予定年月日		許可後			同左			同左		
工事完成予定年月日		着手後7日			同左			同左		
使用開始予定年月日		完成後			同左			同左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			0時~24時 9時間			同左		
使用時間の季節的変動の概要		なし			同左			同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	通常	最大	最大	通常	最大	最大	通常	最大	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	9~10	10	10	1~2	1	1	12~14	14	14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15,000以下	15,000	15,000	10以下	10	10	10以下	10	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	9,800以下	9,800	9,800	20以下	20	20	120以下	120	120
	浮遊物質 (単位 mg/L)	38以下	38	38	10以下	10	10	100以下	100	100
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	530以下	530	530	1以下	1	1	1以下	1	1
	窒素含有量 (単位 mg/L)	3,400以下	3,400	3,400	10,000以下	10,000	10,000	50以下	50	50
	りん含有量 (単位 mg/L)	10以下	10	10	-	-	-	-	-	-
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	-	-	-	1,000以下	1,000	1,000	8以下	8	8
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.002/基	0.12/基	0.001	0.001	0.001	0	0.12	0.12

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年1月18日から同年2月8日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第33号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346の1
工場長 中村英夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ろ過施設	
能	力	ろ過面積 10㎡	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後5箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	2.5～7	2.5～7
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	2,500	2,500
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	5未満	5未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 ㎡/日)		10	10

備考 汚水等は、工程内で再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年1月18日から同年2月8日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び播磨町健康安全グループ

兵庫県告示第 34 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、たつの市及び佐用郡の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定期検査機関）
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
たつの市	平成20年4月9日から同年6月19日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
佐用郡	平成20年5月20日から同月30日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日	

兵庫県告示第 35 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市西戸田土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	田中 英美	神戸市西区平野町西戸田138番地の8
同	飯田 齊雄	同 市同区平野町西戸田157番地
同	川崎 哲生	同 市同区平野町西戸田688番地
同	山口 新一	同 市同区平野町西戸田896番地
同	山口 泰正	同 市同区平野町西戸田360番地
同	井上 修一	同 市同区平野町西戸田389番地の1
同	大田 寅	同 市同区平野町西戸田402番地
同	田中 一美	同 市同区平野町西戸田490番地の7
同	山口 武夫	同 市同区平野町西戸田329番地
同	山口 嘉明	同 市同区平野町西戸田213番地
監事	井上 勝雄	同 市同区平野町西戸田677番地の1
同	大塚 雅史	同 市同区平野町西戸田643番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山口 新一	神戸市西区平野町西戸田896番地
同	井上 勝雄	同 市同区平野町西戸田677番地の1
同	川崎 哲生	同 市同区平野町西戸田688番地
同	大塚 雅史	同 市同区平野町西戸田643番地の1
同	山口 泰正	同 市同区平野町西戸田360番地
同	田中 守	同 市同区平野町西戸田393番地の1
同	義末 悟	同 市同区平野町西戸田671番地の2
同	井上 誠治	同 市同区平野町西戸田874番地の1
監事	飯田 齊雄	同 市同区平野町西戸田157番地
同	田中 英美	同 市西区平野町西戸田138番地の8

2 後川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	今西 和義	篠山市後川奥140番地
同	澤田 秀美	同 市後川下317番地
同	石田 光男	同 市後川下189番地
同	荒木 保男	同 市後川中403番地2
同	荒木 優	同 市後川中391番地
同	倉 憲治	同 市後川上113番地
同	森田 新治	同 市後川上2番地
同	倉 均	同 市後川上679番地
同	小倉 好照	同 市後川上989番地1
監事	小倉 義彦	同 市後川上125番地
同	福本 昭治	同 市後川中265番地
同	土井 久人	同 市後川上1212番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	今西 和義	篠山市後川奥140番地
同	澤田 秀美	同 市後川下317番地
同	石田 光男	同 市後川下189番地
同	荒木 保男	同 市後川中403番地2
同	今西 俊之	同 市後川中291番地
同	倉 憲治	同 市後川上113番地
同	森田 新治	同 市後川上2番地
同	倉 均	同 市後川上679番地
同	小倉 好照	同 市後川上989番地1
監事	荒木 優	同 市後川中391番地
同	小倉 義彦	同 市後川上125番地
同	土井 久人	同 市後川上1212番地

兵庫県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

久畑土地改良区

氏名	住所
石坪 武彦	豊岡市但東町後154番地

大田和次夫 同 市但東町薬王寺129番地
 岸本一義 同 市但東町佐田633番地の1
 小山政明 同 市但東町久畑1019番地
 貝尻義信 同 市但東町佐田211番地
 石田一男 同 市但東町久畑1007番地

兵庫県告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区萩原南工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成20年1月18日から同年2月7日まで
- 3 縦覧の場所
神戸市北区役所

兵庫県告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
神崎郡市川町	東川辺地区	平成20年1月18日から 同年2月7日まで	神崎郡 市川町役場

兵庫県告示第39号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成13年7月から平成18年5月まで
- (3) 成果の名称
淡路市（遠田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域

淡路市遠田の一部

- (5) 認証年月日
平成19年12月27日
- 2(1) 調査を行った者の名称
赤穂郡上郡町
- (2) 調査を行った期間
平成17年10月から平成19年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂郡上郡町(上郡の一部)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂郡上郡町上郡の一部
- (5) 認証年月日
平成19年12月27日

兵庫県告示第40号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定に基づく臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査の対象となる家畜
平成19年度定期種畜検査後において、新たに種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄
- 2 検査の期日及び場所

検査の期日	検査場所
平成20年2月6日(水)	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター

兵庫県告示第41号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町椒字峠1049の2、1049の8
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

兵庫県告示第42号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町坂野字峠尻555の2、556
- 2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字峠尻555の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第43号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市内町字チンジユ488、字孫兵エ谷847

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字チンジユ488（次の図に示す部分に限る。）、字孫兵エ谷847

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第44号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市河谷字森井1181の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年1月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年1月18日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 9 号	佐用郡佐用町三日月字折口1061番1から 同 郡同 町三日月字田此1155番3まで	旧	8.0から 13.0まで	308.0	
		新	12.0から 35.0まで	308.0	

兵庫県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年1月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年1月18日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 7 号	朝来市山東町柴字蔵持156番1から 同 市山東町一品字森前570番5まで	旧	8.0から 37.0まで	143.0	
		新	8.0から 31.0まで	143.0	

兵庫県告示第47号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、太子町田中農住土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

太子町田中農住組合

2 事業施行期間

平成18年4月7日から平成20年1月18日

3 施行地区

揖保郡太子町太田字往田及び字ヨフカの各一部

4 土地区画整理事業の名称

太子町田中農住土地区画整理事業

5 施行認可の年月日

平成18年3月24日

6 終了認可の年月日

平成20年1月4日

公 告